

令和 7 年第 3 回幸田町議会定例会会議録（第 5 号）

議事日程

令和 7 年 9 月 2 5 日（木曜日）午前 9 時 0 1 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 第49号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第50号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第51号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について
第52号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第53号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
第54号議案 工事の請負契約について（3 小学校体育館空調設備設置工事その 2）
第55号議案 令和 7 年度幸田町一般会計補正予算（第 2 号）
第56号議案 令和 7 年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第57号議案 令和 7 年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
認定第 2 号 令和 6 年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 令和 6 年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 令和 6 年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 令和 6 年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 令和 6 年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 令和 6 年度幸田町水道事業会計資本金の額の減少及び利益の処分並びに決算認定について
認定第 8 号 令和 6 年度幸田町下水道事業会計決算認定について
陳情第 2 号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第 3 号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第 4 号 最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第 5 号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第 6 号 国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情
陳情第 7 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
陳情第 8 号 過年分の固定資産税の減免を求める陳情
陳情第 9 号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜

本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を
求める陳情

陳情第10号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とするこ
とを求める意見書の提出を求める陳情

日程第3 議員提出議案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度
の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第4 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	10番 黒木一君
11番 藤江徹君	12番 稲吉照夫君	13番 笹野康男君
14番 丸山千代子君	15番 都築幸夫君	16番 廣野房男君

欠席議員（1名）

9番 鈴木久夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君	副町長 大竹広行君
教育長 池田和博君	企画部長 内田守君
総務部長 菅沼秀浩君	参事（税務担当） 稲熊公孝君
危機管理監 長谷優一郎君	住民こども部長 三浦正義君
健康福祉部長 谷川啓君	参事（健康保健担当） 相川美代子君
環境経済部長 大熊隆之君	建設部長 鳥居靖久君
上下水道部長 齋藤啓一君	消防長 山本秀幸君
教育部長 山本晴彦君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

局長 岩瀬仁史君

○議長（廣野房男君） 皆さん、おはようございます。

御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ここで総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 菅沼秀浩君 登壇〕

○総務部長（菅沼秀浩君） 議長のお許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

令和7年9月11日開催の決算特別委員会におきます要求資料につきまして、お手元に本日配付をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 菅沼秀浩君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 次に、御報告いたします。9番、鈴木久夫議員は疾病のため、本定例会の全ての会議を欠席する届出がありましたので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時01分

○議長（廣野房男君） 議事日程は、本日お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（廣野房男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、野坂純子議員及び4番、松本忠明議員を指名します。

日程第2

○議長（廣野房男君） 日程第2、第49号議案から認定第8号議案までの16件及び陳情第2号から陳情第10号までの9件を一括議題といたします。

これから、委員長の報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、藤江 徹議員。

〔11番 藤江 徹君 登壇〕

○11番（藤江 徹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務教育委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和7年9月25日

議長 廣野房男様

委員長 藤江 徹

令和7年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第49号 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の仕事と生活の両立支援制度の周知及び意向確認が義務化されたことに伴い、必

要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第50号 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第51号 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

選挙運動の公営に要する経費に関わる限度額の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第54号 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事その2）

3小学校体育館空調設備設置工事その2の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、総務教育委員会所管に係る歳入及び歳出

総務教育委員会所管部分第1条歳入、1億8,861万4,000円追加。歳出、3,210万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第2号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、地方公務員の人件費、人員の削減、公の施設の統廃合、民間移管など、業務改革の取組等の成果を、基準財政需要額の算定へ反映する仕組みを廃止すること、マイナンバーカードの普及率を地方交付税の算定へ反映しないことをはじめ、6項目の意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって、不採択とすべきものと決した。

陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、行政機関の職員の定数に関する法律（総定員法）を廃止するとともに、国家公務員の総人件費に関する基本方針及び国の行政機関の機構定員管理に関する方針を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を大幅に増員することの意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって、不採択すべきものと決した。

陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することをはじめ、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって、不採択すべきものと決した。

陳情第5号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、公共サービス基本法第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責任を早期かつ十全に果たすことをはじめ、2項目の意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって、不採択すべきものと決した。

陳情第6号 国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、国の責任で教員未配置問題を抜本的に改善するための措置を早急に講じることの意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって、不採択すべきものと決した。

陳情第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

内閣総理大臣等に対し、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し実施することをはじめ、2項目の意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第8号 過年分の固定資産税の減免を求める陳情

町に対し、過去5年分の固定資産税を支払うよう要望することを求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

〔11番 藤江 徹君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

7番、田境 毅議員。

〔7番 田境 毅君 登壇〕

○7番（田境 毅君） 皆さん、おはようございます。

それでは、福祉産業建設委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和7年9月25日

議長 廣野房男様

委員長 田境 毅

令和7年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

第52号 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行及び業務内容の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第53号 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、福祉産業建設委員会所管に係る歳入及び歳出

福祉産業建設委員会所管分、第1条、歳入、1,162万9,000円追加。歳出、1億6,814万3,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 令和7年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

第1条、歳入歳出962万5,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第57号 令和7年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第1条、歳入歳出599万5,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第9号 保育所職員の人材定着・確保のため、保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善することをはじめ、3項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第10号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

国に対し、介護・障害施設の夜勤体制は常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げることをはじめ、2項目の意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上であります。

〔7番 田境 毅君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

15番、都築幸夫議員。

〔15番 都築幸夫君 登壇〕

○15番（都築幸夫君） 皆さん、おはようございます。

それでは、決算特別委員会審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

令和7年9月25日

議長 廣野房男様

委員長 都築幸夫

令和7年第3回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読します。

認定第2号 令和6年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

歳入総額209億6,575万1,047円。歳出総額199億4,420万9,111円。差引き額10億2,154万1,936円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 令和6年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額1億729万4,709円。歳出総額1億729万4,354円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

失礼しました。

差引き額355円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 令和6年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額31億9,081万1,541円。歳出総額31億8,318万5,650円。差引き額762万5,891円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 令和6年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額6億5,295万6,981円。歳出総額6億5,231万4,181円。差引き額64万2,800円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 令和6年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

歳入総額 25 億 2,775 万 9,836 円。歳出総額 24 億 7,807 万 315 円。差引き額 4,968 万 9,521 円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第 7 号 令和 6 年度幸田町水道事業会計資本金の額の減少及び利益の処分並びに決算認定について

収益的収入 9 億 876 万 7,037 円。収益的支出 7 億 2,688 万 1,197 円。資本的収入 1 億 636 万 9,049 円。資本的支出 6 億 428 万 6,614 円。全員一致をもって原案を可決及び認定すべきものと決した。

認定第 8 号 令和 6 年度幸田町下水道事業会計決算認定について

収益的収入 15 億 7,109 万 4,857 円。収益的支出 15 億 4,585 万 5,450 円。資本的収入 4 億 9,043 万 6,837 円。資本的支出 6 億 8,404 万 7,731 円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

以上であります。

〔15 番 都築幸夫君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、総務教育委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これをもって、質疑を終結します。

これから、上程議案 16 件及び陳情 9 件について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14 番、丸山議員。

〔14 番 丸山千代子君 登壇〕

○14 番（丸山千代子君） それでは、原案に反対する立場から討論を行います。

認定第 2 号 令和 6 年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について

令和 6 年度の当初予算では、過去最大規模の 207 億 1,000 万円を計上し、予算編成に当たってはコロナ禍の後、自動車関連産業など企業の業績が向上するという好循環に支えられ、町税収増として 88 億 5,050 万円を見込みましたが、基金からの繰入れ 18 億 1,488 万円、起債 7 億 5,970 万円などを導入し、過去最大規模の予算で

ありました。決算では、歳入総額 209 億 6,575 万 1,000 円。歳出総額 199 億 4,420 万 9,000 円であり、10 億 2,154 万 2,000 円の黒字決算となりましたが、翌年度への繰越明許費 1 億 8,680 万 6,000 円を差し引くと、8 億 3,473 万 6,000 円の実質収支額であります。

これを指摘することは多くの不用額 12 億 5,985 万 9,000 円、そして流用、充用の乱用であります。歳出管理はしっかり見込むべきであります。

ふるさと寄附金の落ち込みは安定財源とは言えないことが明らかになりました。依存財源とすべきではありません。

法人町民税が上向きというものの、国の一部国税化で法人町民税の標準税率が 6%に引き下げられました。これを資本金 10 億円以上の大企業に対して、制限税率までの課税 8.4%に引き上げると、2 億円近い増収となります。大企業に対して応分の負担を求めるべきであります。

令和 6 年度は町村合併 70 周年の年でした。歳出では町村合併 70 周年記念事業が大盤振る舞いと町民からも批判が寄せられるなど、バラマキ事業と言わざるを得ません。

精査をし、取捨選択をしていくことが課題と指摘するものであります。

財政計画のないまま、種をまくときとして長嶺福祉医療ゾーン、道の駅ホテル構想など、大型事業計画を立てることは今後の財政運営にも大きく関わるものではないでしょうか。

令和 6 年度の予算決算状況からも財政が厳しいと、令和 7 年度予算編成では各課一律 10%カットが行われました。令和 6 年度においても計画していた事業が中止、延期などもありました。こうしたことから、不要不急の事業は見直しを行い、物価高騰など町民生活を圧迫している状況の中、町民を応援することを最優先とすべきであります。

地方自治体の仕事は福祉の増進であり、この立場に立つことを求めて反対討論いたします。

認定第 4 号 令和 6 年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

国保の財政運営が 2018 年度から県単位化され 8 年目となりましたが、県単位化は愛知県に財政運営が移り、県内の市町村が全て同じ保険料率の統一化を目指すものであります。国保税の引上げにつながるものではないでしょうか。

現在でも、県統一化に向け引き上げられ、さらに国の限度額の引上げに伴い、令和 6 年度は 106 万円に引き上げました。また、令和 7 年度に国保税を値上げた愛知県県下の自治体は 42 自治体に上っております。国保は労働者の多くが加入する協会けんぽと比べて負担の重さが拡大しており、モデルケースで見ると 2 倍以上の重い負担であります。

愛知県の財政措置を抜本的に強化をして、高過ぎる国保税の引下げを求めます。

マイナ保険証の移行で従来の保険証の廃止をされましたが、従来どおりの保険証の継続を求めます。

物価高騰の中、子育て支援として 18 歳以下の均等割の廃止を求め、反対討論いたします。

認定第 5 号 令和 6 年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

あります。

75歳以上の高齢者を年齢で分けをし、後期高齢者医療保険という別の医療保険に強制的に迫りやり移行させる制度に対しては、負担増と差別化を押しつけるものであり、反対であります。

認定第6号 令和6年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

介護保険制度が創設されて25年、制度発足当時と比べると利用者は3倍以上に増え、公的介護サービスを受けられる環境が定着をしてきましたが、高齢化が進む中で需要にサービスが追いつかない状況であります。

特別養護老人ホームの待機者は年々増え続けており、要介護3以上でないと入所できません。必要なときに必要なサービスが受けられないことは保険あって介護なしという現状であります。重大な機能が図られていません。

さらに、国は介護保険制度について高齢者の負担額の基準や給付範囲の見直しを進め、2025年末までには結論を出すという方針であり、介護サービスの後退を進めております。高齢化が進む中、逆行すると反対するものであります。

令和6年度は第9期の初年度であり、9期の介護保険料は今までにない大幅引上げを強行し、基準額は現行の20.83%から38.9%に引き上げております。高齢者への負担増と、国主導のサービス切捨てが行われることに反対をし、安心して介護が受けられる制度にすべきであると求め、反対討論といたします。

以上であります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（廣野房男君） ほかに反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、藤江議員。

〔11番 藤江 徹君 登壇〕

○11番（藤江 徹君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に上程されました各議案について、賛成の立場から3件を順次討論してまいります。

まず、第54号議案 工事の請負契約について（3小学校体育館空調設備設置工事その2）であります。

当初は令和7年度に3小学校、令和8年度に3小学校と、2年に分けて実施する予定でしたが、非常に多くの町民が早期の実施を望んでおり、議会からも強く要望をいたしました。この要望に応え、全小学校とも令和7年度に前倒し完了するよう尽力された成果であり、大いに評価するとともに当議案に賛成するものであります。

発注後は生徒の安全確保と教育事業への支障がなきよう留意していただき、安全な工事で、納期である令和8年1月31日までに完了するよう、進捗管理をよろしくお願いいたします。

次に、第55号議案 令和7年度幸田町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出55款15項10目 小学校管理一般事業の体育館屋根塗装工事等工事請負費、

当該工事は体育館内天井から落下のおそれがある断熱材を安全対策として近年撤去したため、空調設備を設置した場合の効率低下対策として必要な工事であります。しかし、この工事は国の補助対象外であることから、今回の補正予算で空調設備設置工事と同時実施するものであり、安全な工事管理をお願いし、賛成いたします。

また、当件を含み第55号議案に賛成いたします。

最後に、認定第2号議案 令和6年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和6年度の決算における歳入は、209億7,000万円で、対前年度比約5億2,000万、2.5%の増。歳出は199億4,000万円で、対前年度比約5億9,000万円、3%の増となっており、実質収支は約8億3,000万円となっております。

まず、歳入について見ますと、43.8%を占める町税は約91億9,000万円で、対前年度比1.1%の増となっており、この要因は法人町民税が約8億5,000万円で、約1億6,000万円、23.7%増。及び固定資産税が約49億8,000万円で、約8,000万円、1.7%増となっております。

法人町民税の増は大手自動車関連企業が増益となったことによりますけども、これは幸田町の総合計画における基本構想及び基本計画の諸施策が着実に実行されてきた、これがベースとなっているもので、前提にあると思います。

固定資産税の増は、企業の設備投資が増加したことが主な要因であります。これも企業の増益が起因しているものであります。

今後、これら税収の増加を目指し、現在進行形の企業誘致を継続的に展開していきたいと考えます。

また、歳入の12.2%を占める寄附金も大半がふるさと納税であり、このふるさと納税寄附額は約25億円と対前年比約5億3,000万円、17.6%の大幅な減となりました。今後、減収対策というよりも、増収を狙った対策として魅力ある幸田町の返礼品発掘にさらなる御尽力をお願いする次第であります。

次に、歳出については、生徒数増加対応としての深溝小学校整備工事をはじめ、社会福祉や教育関係ほか多岐にわたって事業を推進されており、令和6年度予算で計画した案件はほぼ執行できたと判断できます。特に親切行政推進事業での作業実績は年間1,303件、これは単純に12か月で割ると、月108.6件、また、1年間を単純に365日で割り算しますと、1日当たり3.6件と、非常に多くの作業を実施されております。5年前と比較しても、約230件も増加しております。町民の生活に直結する多様な要望に迅速に対応するため尽力されているものであります。

また、令和6年度は「もっと輝く幸田をみんなで」をキャッチフレーズに、町村合併70周年記念事業として47件のイベント及び24件の物品等を実施いたしました。イベントの総参加者数は11万人を超えており、初めての来町者を含め、町外から多数の方が参加されたことから、活気と魅力ある幸田町を発信できたのではないかと思います。

財政指標の健全化判断比率等については、全て健全な数値となっており、実施事業内容を含め、令和6年度決算については賛成いたします。

ただし、監査委員による審査意見書での普通会計における財政分析では、財政力指数以外は前年比悪化傾向であります。町民の要求をよく把握し、効率のよい事務執行で、適格な予算配分にて諸施策の実行にさらなる御尽力をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

以上で終わります。

〔１１番 藤江 徹君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

１４番、丸山議員。

〔１４番 丸山千代子君 登壇〕

○１４番（丸山千代子君） 賛成の立場から発言をしてみたいです。

陳情第２号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

国民の命と暮らしを守ることや、住民生活を支えるために必要なのは、地方自治体の財政拡充や体制拡充であります。しかし、長期にわたるコストカットが行革の名の下で進められていく中、行政サービスが後退しており、抜本的な改革が必要であります。

国が進めるデジタル化の推進は地方財政をも圧迫し、本来、国が負担しなければならない保育園の運営費、就学援助など、不交付団体では国の負担もなく、地方自治体が負担しなければなりません。デジタル化の推進では首長会のほうからも国に対して財政負担を求める要望も出されています。

陳情にもあるように、国に求められるのは、国民が全国のどの地域に住んでも憲法に基づく健康で文化的な生活ができるように財源保障が求められるものであり、地方財政の拡充のため、国に対して意見書の提出を求め、賛成するものであります。

陳情第３号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国や県による消防の広域化計画、保健所機能の統廃合、病院の統廃合などが進められてきたことは、人員削減、それに代わる非常勤職員の増は官製ワーキングプアを生み出しました。このような行政職員の削減は住民の福祉・医療、住民の安全を守ることができません。住民の命と暮らしを守るためにも陳情項目を採択し、国に意見書の提出を求めるものであります。

陳情第４号 最低賃金の全国一律化と大幅引上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

暮らしの困難打開には物価上昇を上回る賃上げが必要です。愛知県地方最低賃金審議会は２０２５年度の最低賃金について現行の１，０７７円から６３円引上げ、１，１４０円とする答申を愛知県労働局長宛てに行いました。１０月１８日施行の見通しであります。この答申に先立ち、厚生労働大臣の諮問機関の中央最低賃金審議会は今年度の最賃引上げ額を全国加重平均で６３円、６．０％引き上げる目安を決定し、厚生労働大臣に答申をしております。しかしながら、地域間格差は温存され、引上げ額はＡＢランクが

63円、Cランクは64円でした。この目安に上乗せする答申を出したのは、21道県で上乗せ額が9円から1円と63円に上乗せしていますが、地域間格差の解消にはなっておりません。地域間格差があると最賃の高い地域へと人口の流出につながります。例えば、静岡県と神奈川県では隣接をしておりますが、最賃の高い神奈川県へと流出していると言われております。全国どこでも一律最賃保障すべきであり、直ちに1,500円に引上げ、手取り額を月額20万円程度とし、1,700円を目指すように求めるものであります。

最賃の引上げに伴い、中小企業の賃上げへの直接支援、社会保険料の減免など、抜本的に強化をすることであります。政治の責任で賃上げを推進するよう求め、賛成するものであります。

陳情第5号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

公契約条例は地方自治体が発注する公共事業業務委託をするとき、品質管理、質の向上、従事者の賃金などを保障し、公平性、透明性などを確保するための条例であります。

平成28年4月1日施行の愛知県公契約条例、幸田町では令和4年4月1日施行であります。行政のコストカットなどの下で、官製ワーキングプアを生み出していることは課題であり、国において公共サービス基本法の第11条を確実にするため、国の責務を明確にするため意見書を提出するよう求め、賛成の立場を明らかにするものであります。

陳情第6号 国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情

教職員の未配置は教育現場にとって深刻な事態であります。新年度を迎えてもクラス担任の教員がいない事態は幸田町においても深刻な状況であり、教務、公務の管理職の先生がクラスを受け持ちするなど、教職員にとっても過重負担を強いております。

陳情によると、愛知県では2024年度始業式段階で教員未配置は281人とのことであります。この未配置は非常勤教員で補充しても足りない状況で深刻であります。今、教員の成り手不足、教員を希望する学生が減少していることから拍車をかけております。さらに35人学級の推進にも教員不足は大きな影響を及ぼします。教員の負担軽減、過重負担をなくすなど、この改善が必要であり、そのためにも教員未配置が起こらないよう抜本的な対策を国は措置すべきであり、国に対し意見書の提出を求め、賛成の立場を明らかにするものであります。

陳情第9号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

幸田町においても非正規・嘱託など、保育士の確保が難しい状況が続いております。これはクラス担任となる正規の保育士を確保せず、安上がりの嘱託保育士の身分、さらに非常勤保育士で穴埋めするなど不安定雇用によって生み出されております。また、専門職でありながら保育士の賃金も低く抑えられていることも人材が定着しない職場環境であると言わざるを得ません。保育士の処遇改善を求め、保育士の人材確保のための抜本的対策のため、国に対し意見書の提出をすべきと求め、賛成するものであります。

陳情第10号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすること

を求める意見書の提出を求める陳情

介護・障害者施設などの1人夜勤体制の複数配置体制は介護従事者の働く環境改善で
あります。1人の夜勤では余裕がなく、メンタル面に影響があり、それが入居者の虐待
につながることも多く報道されていることから明らかであります。よって、この陳情
に対し、賛成するものであります。

以上で終わります。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
ここで、途中ではありますが、10分間休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時59分

○議長（廣野房男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
これから、上程議案16件及び陳情9件について採決します。
採決の方法は、起立によって行います。
なお、起立された場合は起立者確認後、私が着席願いますと言うまで着席しないよう
お願いします。
採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決を行います。
まず、第49号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい
て、本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決するに賛成
の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第49号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。
次に、第50号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本
案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の
議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。
起立全員であります。
よって、第50号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。
次に、第51号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関
する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長
の報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第５１号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５２号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第５２号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５３号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第５３号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５４号議案 工事の請負契約について（３小学校体育館空調設備設置工事その２）、本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第５４号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５５号議案 令和７年度幸田町一般会計補正予算（第２号）、本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第５５号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５６号議案 令和７年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第５６号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第５７号議案 令和７年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、
本案に対する委員長の報告は、可決であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成
の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第５７号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定第２号 令和６年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対
する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の議員の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第２号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第３号 令和６年度幸田町土地取得別会計歳入歳出決算認定について、本
案に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の
議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第３号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第４号 令和６年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、
本案に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成
の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第４号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第５号 令和６年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、本案に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり決するに、
賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第５号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第６号 令和６年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、
本案に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成
の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和6年度幸田町水道事業会計資本金の額の減少及び利益の処分並びに決算認定について、本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和6年度幸田町下水道事業会計決算認定について、本案に対する委員長の報告は、認定であります。委員長の報告のとおり決するに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第2号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。陳情第2号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第3号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。陳情第3号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第4号 最低賃金の全国一律化と大幅引上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。陳情第4号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第５号 公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。陳情第５号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第５号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第６号 国の責任で教職員の未配置問題の改善を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。陳情第６号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第６号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第７号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長の報告は、採択であります。陳情第７号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第７号は、採択することに決しました。

次に、陳情第８号 過年分の固定資産税の減免を求める陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。陳情第８号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第８号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第９号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。陳情第９号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第９号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第１０号 介護・障害福祉職場の１人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。陳情第１０号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第10号は、不採択することに決しました。

日程第3

○議長（廣野房男君） 日程第3、議員提出議案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、藤江 徹議員。

〔11番 藤江 徹君 登壇〕

○11番（藤江 徹君） 議員提出議案第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてであります。

幸田町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和7年9月25日

提出者	幸田町議会議員	藤 江	徹
賛成者	幸田町議会議員	長 谷 川 進	
		野 坂 純 子	
		松 本 忠 明	
		稲 吉 照 夫	
		丸 山 千代子	
		都 築 幸 夫	

提案理由

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める必要があるから

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて日々、真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

本年度は政府予算において、小学校における教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担当教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級への定数改善に向けた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては不十分なものであると言わざるを得ない。

少人数学級は保護者、町民からも一人一人の子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

愛知県額田郡幸田町議会議長 廣野房男

提出先 内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣 宛

以上であります。

〔11番 藤江 徹君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑は、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いします。

議員提出議案第4号の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 以上で、議員提出議案第4号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、議員提出議案第４号の討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

○議長（廣野房男君） これをもって、議論を終結いたします。

これから、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第４号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを原案どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（廣野房男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第４号は、原案のとおり可決することに決しました。



日程第４

○議長（廣野房男君） 日程第４、閉会中の委員会視察の件を議題といたします。

会議規則第７３条の規定により、お手元に配付のとおり、総務教育委員会委員長、福祉産業建設委員会委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長の申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣野房男君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和７年９月１日に召集された令和７年第３回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 １０時２２分

○議長（廣野房男君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和7年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る9月1日から本日まで25日間の長きにわたりまして、御多用にもかかわらず、終始、御熱心に御審議いただき、私どもが提案いたしました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言等を重く受け止め、今後の町政の推進に生かしてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、令和6年度の決算についても認定をいただきありがとうございました。議員の皆様方から幅広く、多分野にわたりいただいた的確な御意見等を真摯に受け止めさせていただきます。一般質問につきましては、7名の議員の方々からいただきました。どれも時宜を得た内容でございまして、その都度、答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで3点の御報告を申し上げます。

1点目は、箕輪町、長野県箕輪町、幸田町姉妹都市協定締結式についてでございます。

9月19日の金曜日、午前11時から箕輪町で開催いたしました締結式であります。議長様に御同席いただく中、また、議員の皆様には町民会館あじさいホールで御覧いただいたとおり、無事に箕輪町と協定書を取り交わすことができました。この協定を機に、今後、これまでの交流をさらに推進し、さらに理解と友好を深めてまいりたいと思います。

なお、本締結の記念として、本町から須美風の会の皆様に古田人形を描いていただいた7.5畳の大風呂を寄贈させていただきました。また、長野県箕輪町から染色画家の吉田冴子様により、ろうけつ染めという技法で描かれた筆柿の絵を寄贈いただきましたので、本町に届き次第、多くの方に見ただけのように展示したいと思います。

2点目は幸田町の若者を対象とした給付型奨学金についてでございます。

海外留学及び国内大学の給付型奨学金につきましては、9月広報にて募集を開始し、町民の方に周知をしているところでございます。この奨学金につきましては、寄附金を原資に事業実施を行っていますが、改めて相続人の方から相続手続が完了次第、事業継続のため御寄附をいただける意向をお聞きすることができました。今後、御寄附をいただきましたら、基金に積立て、給付型奨学金事業に活用してまいります。

なお、奨学金の募集の状況でございますが、海外留学及び国内大学ともに複数の問合せをいただいている状況でございます。奨学金につきましては、引き続き10月末の募集期限に向けて多くの方に知っていただけるよう周知を行ってまいります。

3点目でございます。令和7年10月1日付の職員の人事異動についてでございます。

既に9月22日に内示をし、議員の皆様にもお知らせをしているところでございます。

が、管理職の体制については現状を維持しつつ、令和８年度に向けての事業の充実及び推進を図るとともに、職員一人一人が能力を最大限に発揮できる環境を構築するため、合計１０人の人事異動を行いましたのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、まだまだ暑い日が続いております。今後は一日一日と秋の深まりを迎えます。体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のため、さらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶といたします。
ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（廣野房男君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、また、議事の進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますよう、お願いいたします。

本日は大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午前 １０時２７分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する
令和 7 年 9 月 2 5 日

議 長

議 員

議 員